

大阪府守口市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

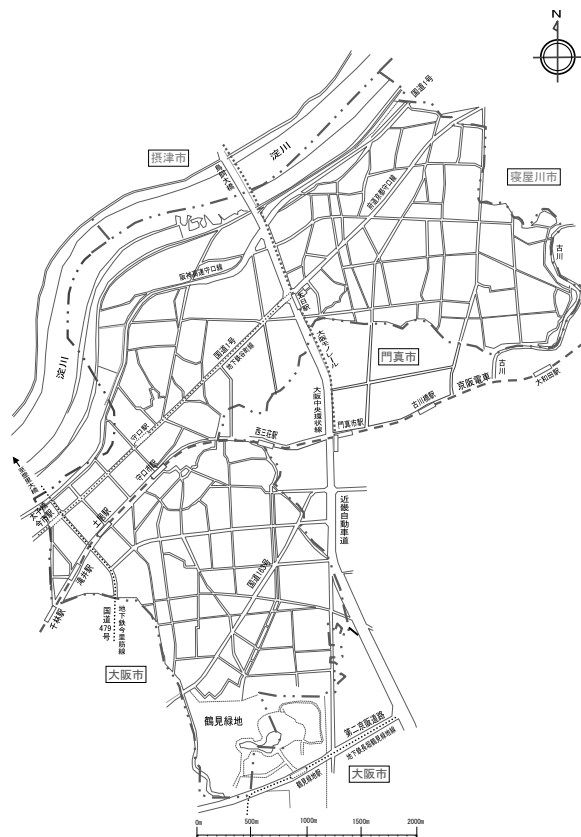
設定する区域は、令和5年1月1日現在における大阪府守口市の行政区域とする。
概ねの面積は1,271ヘクタールである。

ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（淀川本川部）を除くものとする。

なお、本区域は、環境省が選定した環境保全上重要な地域（淀川水系）及び、「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（淀川ワンド群）を含むほか、国内希少動植物の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

【守口市全域地図】



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

守口市は、大阪平野のほぼ中央部の淀川左岸に位置し、大阪市、門真市、寝屋川市及び淀川を介して摂津市に接している。市域の面積は、1,271ヘクタールで、大阪府では7番目の小さな都市である。

地形は概ね平坦で、淀川水系寝屋川流域に属している。市域の大半が市街地であるが、北部を流れる淀川は、貴重な自然環境が享受できる親水空間となっている。南部の鶴見緑地には、緑と親しめる空間が整備されている。

（インフラの整備状況）

○道路

道路については、国道1号、国道163号、国道479号、主要地方道京都守口線（2号線）、主要地方道大阪中央環状線（13号線）等の広域幹線道路が通り、守口市の骨格を形成している。高速道路は、阪神高速道路12号守口線の守口出入口が設置されているほか、近畿自動車道が通過し、門真IC、摂津南ICが最寄りのインターチェンジとなっている。

○鉄道

守口市には京阪電気鉄道本線、Osaka Metro 谷町線、Osaka Metro 今里筋線、大阪モノレール本線の4つの鉄道が通り、市内には、京阪電気鉄道本線の守口市駅、滝井駅、土居駅、Osaka Metro 谷町線の守口駅、大日駅、大阪モノレールの大日駅の6駅が設置されている。また、市の境界付近には京阪電気鉄道本線の千林駅、西三荘駅、大和田駅、Osaka Metro の太子橋今市駅がある。

（産業構造）

守口市の産業構造は、令和3年経済センサス活動調査（事業所単位）によると、本市の事業所の総数は5,881事業所で、第1次産業の事業所数は1事業所、第2次産業の事業所数は1,430事業所、第3次産業の事業所数は4,450事業所となっている。産業大分類別にみると、卸売業・小売業が1,231事業所と最も多く、製造業が825事業所、宿泊業・飲食サービス業が686事業所と続く。従業者の総数は54,596人で、医療、福祉業の11,220人が最も多く、卸売業・小売業10,887人、製造業7,925人の順となっている。

守口市は長年、大手メーカーの協力会社として技術のみならず、生産管理や品質管理など、ものづくりの総合力を高めてきたことから、守口市には、特殊溶接等の技術を持つものづくり企業が多数集積しており、製造業（14.5%）は従業員数業種別で上位に位置している。また、売上高及び付加価値額においても、守口市の全産業の売上高1,028,072百万円のうち、製造業が177,009百万円と売上高の17.2%を占め、付加価値額においても全産業の純付加価値額208,204百万円のうち、製造業が54,880百万円と純付加価値額の26.4%を占めており（令和3年経済センサス活動調査（企業単位））、守口市の基幹産業といえる。

特に、製造業の中でも電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業が製造品出荷額の上位を占めている地域であり、製造品出荷額の47.5%が電気機械器具製造業、9.8%が生産用機械器具製造業、粗付加価値額の51.5%が電気機械器具製造業、8.8%が生産用機械器具製造業（令和3年経済センサス活動調査）である。

(教育機関)

守口市には大阪国際大学があり、当該大学を運営する学校法人大阪国際学園と、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図ると共に、学生・生徒等の若い力をまちづくりに活かすなど、地域の活性化、人材の育成等に寄与することを目的として、平成 26 年に包括連携協定を結んでいる。

(人口分布の状況)

守口市の人口は、昭和 21 年(1946 年)の市制施行以来増加を続け、昭和 32 年(1957 年)の庭窪町との合併とその後の高度経済成長期における急激な増加で、昭和 46 年(1971 年)には、最高の 187,791 人に達した。その後、減少傾向が続き、令和 5 年 1 月 1 日現在 142,014 人(世帯数 73,559 世帯)となっており、市内全域が人口集中地区である。(守口市令和 5 年年齢別男女別人口調)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

守口市の製造業は、市内全産業のうち売上高においては 17.2%、付加価値額は 26.4%、事業所数は 14.0%を占め、いずれにおいても製造業の占める割合が上位を占めており、市内の経済構造の中で重要な位置づけにある。

こうした産業構造上の特性を持つ中、守口市には特に電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業等が集積していることから、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、他のものづくり関連産業等における生産性向上・販路開拓等を支援して売上増加・収益拡大を促進し、質の高い雇用の創出を行う。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0 円	344 百万円	—

(算定根拠)

・1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 344 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	0 件	4 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 6,889 万円（大阪府の１事業所あたり付加価値額（令和３年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で１％以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で５％以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①守口市の電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

（２）選定の理由

①守口市の電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本地域には 5,881 社（令和３年経済センサスー活動調査（事業所単位））の多様な事業所が存在している。

そのうち製造業については、全事業所数の 14.0％を占める 825 事業所（令和３年経済セン

サスー活動調査)が所在している。事業所単位の雇用者数については7,925人で、市産業全体の雇用者数の14.5%を占めており、さらに、製造業の純付加価値額は54,880百万円と全体の26.3%、製造品出荷額は(5(1)の例示分野)が13,073百万円となっているなど、製造業は本市において重要な産業の一つであると言える。

本市の製造業の粗付加価値額を中分類で見ると、電気機械器具製造業は35,548百万円(製造業全体の51.5%)、製造品出荷額においても62,160百万円(製造業全体の47.5%)もの高い水準となっている。

また、生産用機械器具製造業の粗付加価値額は6,044百万円(製造業全体の8.8%)、製造品出荷額は12,829百万円(製造業全体の9.8%)となっている。

こうした産業の高付加価値化を支援するため、本市では、工業基盤の安定及び強化並びに工業活性化を目的に実施する事業に係る経費の一部を補助する守口市工業活性化支援補助金制度を確立し、また、ものづくり企業の人材確保を支援するため、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用し、工業系の若者人材が、市内ものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、就職活動時に、市内ものづくり企業が第一志望となることを目指した、ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)を実施している。

また、近隣市である門真市や守口門真商工会議所、ハローワーク門真と連携を図り、「合同企業就職説明会・面接会」を実施するなど、企業の人材不足などの課題解決や付加価値向上等を視野に入れた産業活性化に係る施策展開に取り組んでいる。

また、平成28年度には市内製造業の技術力・ブランド力を市内外に広く発信するツールとして、守口市の製造業の企業紹介ガイドブックである「極の守」(きわみのもり)を発刊し、令和4年度には、「極の守」の掲載企業によって「極の守の会」を発足することで、相互連携の強化を図っている。こうした施策も地域特性を際立たせる要因となっている。

そして、製造業のみならず、その他の産業分野においても、ものづくりを支える関連産業が多く、守口市の地域経済を牽引している。

今後もこうした守口市の電気機械器具製造業、生産機械器具製造業等の産業集積を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、他のものづくり関連産業等における生産性向上・販路開拓等を支援して売上増加・収益拡大を促進し、質の高い雇用の創出を行うことで、地域経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①工業活性化支援補助金（守口市）

市内の製造業等の中小工業者が、工業基盤の安定及び強化や工業活性化を図るため、事業経費の一部を補助している。

具体的には、①【生産性向上設備等設置事業】、②【生活環境保全設備等設置事業】、③【展示場出展事業】、④【ホームページ開設又は改修事業】、⑤【地域交流事業】、⑥【職場環境改善事業】、⑦【人材育成支援事業】、⑧【産業財産権取得事業】、⑨【インターンシップ実施事業】がある。

②中小企業融資信用保証料補給金（守口市）

市内中小企業の資金調達の円滑化を図るため、大阪信用保証協会に信用保証料を支払った者に対し、中小企業融資信用保証料補給金を支給している。

③もりかど産業支援機関ネットワーク（守口市、門真市）

守口市・門真市の製造業に対して、取引先の開拓や加工技術の高度化など企業が抱える課題を地域内で解決するべく、金融機関・商工会議所・行政が持つネットワークを駆使して地域に特化したマッチング、創業支援、事業承継等を行う。

④地方拠点強化税制（守口市）

東京 23 区から守口市に本社機能を移転する場合、税制優遇措置を適用する。

⑤地方創生関係施策（守口市）

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用し、工業系の若者人材が、守口市のものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、実際に就職活動を行う際に、守口市のものづくり企業が、第一志望となることを目指し、ものづくり企業人材確保支援事業（もりクルート事業）を3か年で実施。

具体的には、①【インターンシップ事業】、②【ものづくり企業紹介リーフレット作成事業】、③【ものづくり企業訪問バスツアー事業】、④【SNS による情報発信事業】を一つのパッケージとして実施するもので、参加ものづくり企業の総合的な認知度向上及び人材確保を後押しする。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

守口市においても、本市が保有する各種行政情報の一部をオープンデータとして公開しているが、引き続き推進に向けた庁内の体制やデータ作成にかかるルール作りを進め、各種行政情報等のオープンデータ化とその利用促進に向けて積極的に取り組んでいく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内及び、守口市市民生活部地域振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、

適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①守口市工業振興条例

地域の工業が守口市の経済発展において果たす役割の重要性に鑑み、工業に関する基本的事項を定めることにより、工業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的として条例を制定。

②工業活性化推進協議会

守口市における一般機械器具、電気機械器具等の中小製造業の活性化を図るため、学識経験者や工業者代表等からなる「守口市工業活性化推進協議会」を設置し、市内中小製造業の活性化を図るための方策等について調査、研究を重ねている。

本計画を円滑に推進していくに当たり、「守口市工業活性化推進協議会」を開催し、協議・連携調整を行う。

③府内ものづくり中小企業に対する総合的支援

大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）において、販路開拓や産学連携、知的財産活動など総合的な支援に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①工業活性化支援補助金	実施		
②中小企業融資信用保証料補給金	実施		
③もりかど産業支援機関ネットワーク	実施		
④地方拠点強化税制	実施		
⑤地方創生関係施策	実施	令和6年度まで交付金を活用して実施。 令和7年度以降は、自主財源での実施を目指す。	

【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】

公共データの活用	実施		
----------	----	--	--

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】

事業者からの相談窓口	実施	
【その他】		
①守口市工業振興条例	実施	
②工業活性化推進協議会	実施	
③府内ものづくり中小企業に対する総合的支援	実施	

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、守口門真商工会議所やもりかど産業支援機関ネットワーク等と、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①守口門真商工会議所

守口門真商工会議所は、「商工会議所法」に基づき、商工業の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、わが国商工業の発展に寄与することを目的とし、昭和45年に設立された法人で、現在約2,916事業所(令和5年3月31日現在)の会員で組織されている。

商工会議所内には、中小企業相談所を設置し、経営指導員を配置、金融・税務・経理・経営・労働・取引・法律・その他の経営相談に応じると共に、専門性の高い相談には、各分野の専門家と連携し、その解決にあたっている。

守口市は、商工会議所が新たに実施する守口市内の中小企業に対する振興対策事業に対し、補助金を交付し、企業情報把握支援、経営支援、市場開拓支援、雇用確保支援、国や府等の補助金活用支援を行っている。

上記により、これまでに構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実並びに個々企業への営業力強化等に向けた事業の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

②もりかど産業支援機関ネットワーク

新たな事業展開等を積極的に行う中小企業等の側面支援を行い、もって地域経済の活性化に寄与するため、守口市・門真市・守口門真商工会議所及び地域の金融機関が相互に連携を図ることを目的に平成26年に設立。

各機関が有する支援施策等の共有や、中小企業等に対して新たな国や府の制度（補助金等）の有効利用を促す施策説明会の開催を行っている。

③ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)は、

ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

④地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑤公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑥大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

（２）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが

自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるように配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等に

についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

P D C A サイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本基本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末までとする。

「大阪府守口市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。